

特定非営利活動法人燈定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人燈と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県名西郡神山町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の地方部における教育機会格差の解消を目指し、主に小中高生及び広く一般市民に対して、科学技術の教育に関する事業、国際交流及び調査研究事業を行い、もって地域経済の発展と日本の未来技術発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4)情報化社会の発展を図る活動
- (5)科学技術の振興を図る活動
- (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - ①国際ロボットコンクールの出場を通じた国際交流事業
 - ②科学技術の振興に関する体験スペースや体験イベント、コンクール等の開催事業
 - ③科学技術の振興に関する調査・研究事業
 - ④科学技術の振興に関する研究会、講習会などの開催
 - ⑤科学技術の振興に関する作品製作事業
 - ⑥科学技術の振興に関する広報活動事業
 - ⑦科学技術教育に係る教材、機器等の販売事業
 - ⑧科学技術に関する技術指導、開発等の受託事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)3年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上
- (2)監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を遂行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務遂行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には社員総会を招集すること。

(5)理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事の意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後1事業年度が終了した後の社員総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任命する。

(職員の兼職)

第21条 この法人の理事は職員と兼任することができる。

第5章 社員総会

(種別)

第22条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第23条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他この法人の運営に関する重要事項で、社員総会の議決が適当と理事会が認めたもの

(開催)

第25条 通常社員総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 社員総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 社員総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第51条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は電子署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をしたものの氏名又は名称

(3)社員総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)社員総会に付議すべき事項

(2)社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により評決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は電子署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄附金品

(4)財産から生じる収益

(5)事業に伴う収益

(6)その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10)定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)社員総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の社員総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て選定したものに譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する賃借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長
副理事長
理事
同
監事

鈴木結衣
尾崎仁瑚
吉田尚翔
山西遥斗
鈴木佑奈

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年5月31日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定に関わらず、徴収しない。

役員名簿

特定非営利活動法人燈

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	鈴木結衣		無
理事 (副理事長)	尾崎仁瑚		無
理事	吉田尚翔		無
理事	山西遥斗		無
監事	鈴木佑奈		無

設立趣旨書

1 趣旨

近年、急速なデジタル化や産業構造の変化により、科学技術に関する知識や技能は、すべての子どもたちにとって不可欠な基盤となっている。しかし日本の地方部では、人的・物的リソースの不足から、プログラミング、ロボティクスを始めとする科学技術教育を体系的かつ実践的に学べる機会が著しく限られており、都市部との教育機会格差が拡大し続けている。こうした格差は、将来の進路選択や職業能力の形成、さらには地域産業の担い手不足へと直結し、地方の持続的発展を妨げる要因となっている。このような現状を踏まえ、私たちは科学技術教育の普及促進、国際交流の推進、調査研究の実施を通じて、すべての子ども・市民が科学技術へアクセスできる社会基盤を整備する必要性を強く感じてきた。これまで任意団体として、ロボットを用いた体験イベント、学習会、国際的な科学技術大会への参加支援、地域イベントでの展示など、多様な活動を重ねてきたが、これらの取り組みを持続的かつ広域的に展開するためには、法人格を有する組織基盤が不可欠であると判断した。

法人化により、以下の点が可能となる。

- 科学技術教育イベント、国際交流プログラム、研究事業を継続的に実施できる体制の構築
- 国際的ロボット競技への参加支援や招致など、国際的な連携事業の適正な契約・責任体制の確保
- 教材の開発・普及、講習会開催、地域団体への技術支援を通じて、多様な層へ等しく学びの機会を提供
- 協賛金や寄附金を透明性高く運用し、税制優遇を活用した社会的信頼の確立
- 全国の学校・団体と連携し、情報化社会および科学技術の発展に寄与する仕組みづくり

本法人は、年齢・性別・居住地に関わらず、すべての人々が科学技術にアクセスできる社会の実現をめざし、とりわけ次世代層（子ども・若者）への学習機会の提供に重点を置いて活動を行う。これらの取り組みが、地方部における教育機会格差の是正、地域経済の発展、そして日本の未来技術力の向上に寄与するものと考えている。

以上の趣旨により、ここに特定非営利活動法人として社会に貢献し得る組織を設立し、継続的かつ公正な運営体制のもと、科学技術の振興と国際交流の推進に努めるものである。

2 申請に至るまでの経過

本法人の設立にあたっては、設立趣旨に賛同する有志により準備会を立ち上げ、科学技術教育の現状や課題、事業内容、運営体制等について検討を重ねてきた。

その後、法人設立の具体化を図るため、発起人会を開催し、定款案の作成、役員構成、事業計画等について協議を行った。
以上の準備を経て、令和8年2月に設立総会を開催し、特定非営利活動法人として設立する予定である。

2026年2月13日

特定非営利活動法人 燈
設立代表者 (氏名) 鈴木結衣

令和7年度事業計画書

令和7年度事業計画書

法人設立日 から 令和8年5月31日まで

特定非営利活動法人燈

1. 基本方針

令和7年度は、四国および関西地域でのゼミ形式イベント開催に向けた準備活動を中心に実施する。具体的には、イベント内容の企画立案、運営体制の整備、協力者・講師等との調整、会場候補の検討および広報方法の検討を行うとともに、小規模な試行的イベントや打ち合わせ等を通じて、運営方法の検証を行う。

2. (1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施予定時期・回数等	実施予定場所	受益対象者及び予定人数	支出見込額 (千円)
・国際ロボットコンクールの出場を通じた国際交流事業	国際的なロボット競技大会への出場や、それに付随する活動を通じて、日本の若者が国際的な技術競争や協働の場に触れる機会を創出する。 特に、STEM分野に関心を持つ学生を対象に、技術力のみならず、チームワーク、課題解決力、国際的な視点を育むことを目的とする。 将来的には国際ロボット競技大会の日本国内開催を見据え、大会参加に必要な運営ノウハウや人材育成の基盤づくりとしての活動を行う。	本年度は実施予定なし	なし		
・科学技術の振興に関する体験スペースや体験イベント、コンクール等の開催事業	科学技術やものづくりへの興味関心を高めることを目的として、体験型のワークショップやイベントを開催する。 主に関西地域を中心に、「自由研究」をテーマとしたワークショップを企画し、子どもや学生が自ら問いを立て、試行錯誤しながら学ぶ体験を提供する。 科学や技術を「知識として学ぶ」のではなく、「自ら手を動かし、考え、表現する」体験を通じて、学びの楽しさや探究心を育むことを目的とする。	各月1回	オンライン	徳島県の小中学生 各回10人	10

・科学技術の振興に関する調査・研究事業	科学技術教育やSTEM教育に関する取り組みについて、ワークショップや教育活動の実践を通じて得られた知見を整理・分析する。 教育現場や地域における科学技術教育のあり方について、調査や振り返りを行い、今後の活動改善や教育プログラムの質向上に活かすことを目的とする。	本年度は実施予定なし	なし		
・科学技術の振興に関する研究会、講習会などの開催	学生を対象として、科学技術やものづくりに関する知識・技術を学ぶ研究会や講習会を開催する。 ロボットやプログラミング、ものづくりに関するテーマを中心に、学生同士が学び合い、知見を共有できる場を提供する。 専門性の有無に関わらず参加できる学びの場をつくることで、科学技術分野への継続的な関心を育成する。	本年度は実施予定なし	なし		
・科学技術の振興に関する作品製作事業	科学技術や教育をテーマとした作品やプロダクトの製作を行う。 ロボットや教育用プロダクトの製作を通じて、技術を「使われる形」に落とし込む経験を重視する。 これらの作品は、教育活動や展示、広報活動等に活用し、科学技術の魅力を伝えるための手段とする。	本年度は実施予定なし	なし		
・科学技術の振興に関する広報活動事業	科学技術や教育活動の魅力を広く発信するため、SNSを中心とした広報活動を行う。 活動内容やワークショップの様子、製作した作品等を発信し、科学技術を身近に感じられる情報発信を行うことで、次世代の学びへの関心を高めることを目的とする。	通年	SNS	全国100人	0
・科学技術教育に係る教材、機器等の販売事業	教育活動の中で得られた知見をもとに、科学技術教育に活用できる教材の制作を行う。 必要に応じて、オリジナル教材等の販売を行い、教育活動の継続的な運営に資することを目的とする。	本年度は実施予定なし	なし		
・科学技術教育に関する技	学校や自治体等からの要請に応じて、科学技術教育に関する技術指	本年度は実施予定なし	なし		

術指導、開発等の受託事業	導や教育プログラムの提供を行う。 ロボット製作やものづくり活動の支援を通じて、教育現場における実践的な学びをサポートする。	し			
--------------	--	---	--	--	--

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 年1回

②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：鈴木結衣

事務局スタッフ：尾崎仁瑚、吉田尚翔、山西遥斗

令和8年度事業計画書

令和8年度事業計画書

令和8年6月1日 から 令和9年5月31日まで

特定非営利活動法人燈

1. 基本方針

令和8年度は、四国および関西地域でのゼミ形式イベント開催、出張授業を中心に実施する。具体的には、イベント内容の企画立案、運営体制の整備、協力者・講師等との調整、会場候補の検討および広報方法の検討を行うとともに、小規模な試行的イベントや打ち合わせ等を通じて、運営、開催する。

2. (1)特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施予定時期・回数等	実施予定場所	受益対象者及び予定人数	支出見込額 (千円)
・国際ロボットコンクールの出場を通じた国際交流事業	国際的なロボット競技大会への出場や、それに付随する活動を通じて、日本の若者が国際的な技術競争や協働の場に触れる機会を創出する。 特に、STEM分野に関心を持つ学生を対象に、技術力のみならず、チームワーク、課題解決力、国際的な視点を育むことを目的とする。 将来的には国際ロボット競技大会の日本国内開催を見据え、大会参加に必要な運営ノウハウや人材育成の基盤づくりとしての活動、交流イベントを行う。	交流イベント 毎月1回	オンライン	全国の学生 各回20人程度 240人	0
・科学技術の振興に関する体験スペースや体験イベント、コンクール等の開催事業	科学技術やSTEM分野への興味関心を高めることを目的として、体験型のイベントやワークショップを開催する。 対面およびオンラインの両形態を活用し、子どもや学生が主体的に学び、考える機会を提供する。 今年度は地域での体験型ワークショップ等を実施し、次年度以降はSTEM教育をテーマとしたオンラインイベントを定期的（月1回程度）に開催することで、地域や場所にとらわれない学びの場を継続的	TOMOS HIBI MAKERS CARAVAN 8月 8回	関西7府県、 オンライン	各県の小中高生30人程度 240人	230

	に創出する。				
・科学技術の振興に関する調査・研究事業	科学技術教育やSTEM教育に関する取り組みについて、ワークショップや教育活動の実践を通じて得られた知見を整理・分析する。 教育現場や地域における科学技術教育のあり方について、調査や振り返りを行い、今後の活動改善や教育プログラムの質向上に活かすことを目的とする。	本年度は実施予定なし	なし		
・科学技術の振興に関する研究会、講習会などの開催	学生を対象として、科学技術やものづくりに関する知識・技術を学ぶ研究会や講習会を開催する。 ロボットやプログラミング、ものづくりに関するテーマを中心に、学生同士が学び合い、知見を共有できる場を提供する。 専門性の有無に関わらず参加できる学びの場をつくることで、科学技術分野への継続的な関心を育成する。今年度は徳島県の学生を対象とした出張授業を行う。	出張授業 5月	徳島県	徳島の学生 60人	10
・科学技術の振興に関する作品製作事業	科学技術や教育をテーマとした作品やプロダクトの製作を行う。 ロボットや教育用プロダクトの製作を通じて、技術を「使われる形」に落とし込む経験を重視する。 これらの作品は、教育活動や展示、広報活動等に活用し、科学技術の魅力を伝えるための手段とする。	本年度は実施予定なし	なし		
・科学技術の振興に関する広報活動事業	科学技術や教育活動の魅力を広く発信するため、SNSを中心とした広報活動を行う。 活動内容やワークショップの様子、製作した作品等を発信し、科学技術を身近に感じられる情報発信を行うことで、次世代の学びへの関心を高めることを目的とする。	通年	SNS	全国の2000人	
・科学技術教育に係る教材、機器等の	教育活動の中で得られた知見をもとに、科学技術教育に活用できる教材の制作を行う。	本年度は実施予定なし	なし		

販売事業	必要に応じて、オリジナル教材等の販売を行い、教育活動の継続的な運営に資することを目的とする。				
・科学技術教育に関する技術指導、開発等の受託事業	学校や自治体等からの要請に応じて、科学技術教育に関する技術指導や教育プログラムの提供を行う。 ロボット製作やものづくり活動の支援を通じて、教育現場における実践的な学びをサポートする。	本年度は実施予定なし	なし		

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 年1回

②理事会 年6回

(2) 事務局体制

事務局長：鈴木結衣

事務局スタッフ：尾崎仁瑚、吉田尚翔、山西遥斗

2025年度 活動予算書
 法人成立の日から 2026年 5月 31日まで

特定非営利活動法人 燈

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
.....		0
2 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	
施設等受入評価益		
.....		100,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
.....		0
4 事業収益		
「出張授業」事業収益	0	
.....		0
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		
.....		0
経常収益計 (A)		100,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計	0	
(2)その他経費		
会議費	5,000	
消耗品費	5,000	
旅費交通費		
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
.....		
その他経費計	10,000	
事業費計		10,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
福利厚生費		
.....		
人件費計		

.....			
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費			
通信費	15,000		
旅費交通費	5,000		
減価償却費			
支払利息			
備品購入費	10,000		
消耗品費	5,000		
印刷製本費	5,000		
印章作成費	5,000		
予備費	10,000		
その他経費計	55,000		
管理費計		55,000	
経常費用計 (B)			65,000
当期経常増減額 (A - B)			35,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
.....			
経常外費用計 (D)			0
当期正味財産増減額 (E) = (A - B) + (C - D)			35,000
設立時正味財産額 (F)			0
次期繰越正味財産額 (E + F)			35,000

2026年度 活動予算書
 2026年 6月 1日から 2027年 5月 31日まで

特定非営利活動法人 燈

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
.....		0
2 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	
施設等受入評価益		
.....		200,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
.....		0
4 事業収益		
「出張授業」事業収益	70,000	
.....		70,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		
.....		0
経常収益計(A)		270,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....		
人件費計		0
(2)その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費	130,000	
通信費	10,000	
施設等評価費用		
減価償却費		
支払利息		
消耗品費	50,000	
印刷製本費	10,000	
予備費	30,000	
その他経費計	240,000	
事業費計		240,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計		
.....		

人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	5,000		
通信費	20,000		
旅費交通費	10,000		
減価償却費			
備品購入費	5,000		
消耗品費	5,000		
支払利息			
予備費	10,000		
.....			
その他経費計	55,000		
管理費計		55,000	
経常費用計(B)			295,000
当期経常増減額(A-B)			-25,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計(C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
.....			
経常外費用計(D)			0
当期正味財産増減額(E) = (A-B) + (C-D)			-25,000
前期繰越正味財産額(F)			35,000
次期繰越正味財産額(E+F)			10,000